

○恵那市健康づくり推進協議会設置規程（平成16年10月25日訓令第25号）

（設置）

第1条 市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るため、関係機関、団体等が相互に緊密な連絡を保ち、総合的、かつ、効果的な健康づくり対策を樹立し、これを推進することを目的とし、恵那市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康づくりを推進するための基本的事項及び総合調整に関する事項の審議並びに計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理及び計画の見直しについての提言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する委員若干人で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は委員の中から会長が選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、医療福祉部健幸推進課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）